

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 13 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年寒川町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「及び第 36 条」を「及び第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円」を「1 人につき 217 円」に改め、「267 円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については」及び「)を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円(非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた寒川町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び

施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。